

○厚生労働省告示第四百二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1に次のように加える。

- 1111 ハイリスク薬物動態解析プログラム
- 1112 腹膜透析用治療計画プログラム
- 1113 放射線治療計画プログラム
- 1114 放射線治療用QAQCプログラム
- 1115 眼科手術用治療計画プログラム

別表第2に次のように加える。

1960 呼吸装置治療支援プログラム

- 1961 骨強度分析プログラム
- 1962 コンタクトレンズ選択支援プログラム
- 1963 歯科インプラント用治療計画支援プログラム
- 1964 歯科矯正用治療支援プログラム
- 1965 創外固定器治療計画支援プログラム
- 1966 糖尿病診断補助プログラム
- 1967 末梢血流量評価プログラム
- 1968 ICG検査用画像解析プログラム